

市外企業の拠点開設支援制度（中山間地域対象）の新設について

コロナ禍における都市部企業の地方進出の動きが広がりつつある流れを受けて、ソフト産業を中心とした企業の拠点開設を積極的に促進するとともに、日御碕地区で整備するサテライトオフィスなどへの企業進出支援のため、新たに拠点を開設する市外企業に対してその経費の一部を助成する制度を特例的に新設します。

これは、サテライトオフィス等へのソフト系企業進出の場合、現行の企業立地助成制度の対象とならない比較的少人数のケースも多いと想定され、このような場合でも雇用創出や人の移住につながるものであれば、本市の優位性をアピールして積極的に誘致につなげようとするものです。

また、地方進出を検討する企業の中には、都会地にはない自然環境や古民家といったロケーションを求める傾向もあることから、対象を中山間地域への拠点開設とするなど、全市的課題である人口減少地域の活性化や空き家活用の促進も図る内容とします。

【制度新設のポイント】

- ◆ ソフト産業を中心とした業種の誘致促進により、多種多様な雇用の場を創出
- ◆ 中山間地域への企業立地促進により、人口減少地域を活性化、定住を促進
- ◆ 市が整備するサテライトオフィスへの拠点開設を促進
- ◆ 空き家活用の場合の助成上乗せなどにより、空き家活用を促進

1. 新設する制度（要綱）の名称

出雲市中山間地域へのオフィス開設事業支援助成金交付要綱

2. 対象企業

- ① 市内中山間地域にサテライトオフィス等の新たな拠点を開設する市外の企業
- ② 業種：ソフト産業
企業（全業種）のバックオフィス部門（総務・人事・経理等）

3. 要件

- ① 操業時において常用従業員3名以上の雇用
- ② 開設する事業所における3年以上継続する事業計画を有すること
- ③ 事業実施にあたり十分な体制や技術を有するなど、事業の継続性が見込めること
- ④ 申請する事業計画が、企業立地促進条例に基づく企業立地助成金を受けないものであること

4. 助成内容

		新設する制度	《参考：現行の企業立地助成》 (ソフト産業の新規立地の場合)
投資助成	助成率	投資額の5% ※空き家活用の場合は5%加算	投資額の15%
	上限	1,000万円	1億円
	摘要	1,000万円以上の投資を対象 (空き家活用の場合は500万円以上)	1,000万円以上の投資を対象
雇用助成	助成額	市外からの移住者の雇用：50万円/人 市内在住者の雇用：30万円/人	50万円/人（人口減少地域の場合 は65万円/人）
	上限	なし	なし
家賃助成	助成率	建物賃借料の1/3	建物賃借料の1/3
	期間	助成期間：5年間	助成期間：5年間
	上限	500万円/年	2,000万円/年
航空運賃助成	助成率	航空機利用経費の1/3	なし ※県の企業立地助成には、左記3業種のみを対象として制度あり。 航空機利用経費の1/2 助成期間：5年間 上限：200万円/年
	期間	助成期間：3年間	
	上限	150万円/年	
	摘要	対象業種：ソフトウェア業 インターネット付随サービス業 シェアードサービス業 出雲縁結び空港発着便に限る。	

5. 施行時期等

施行期日：令和3年7月1日（令和3年4月1日に遡及して適用）

6. 助成のスキーム

